

JIS

品質マネジメントシステムー
プラスチック再生材料ー
事業プロセスパフォーマンスに関する指針

JIS Q 9091 : 2016

平成 28 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学名誉教授
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 和 健 次	石油連盟
	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.10.20

官 報 公 示：平成 28.10.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 組織の状況	2
4.1 組織及びその状況の理解	2
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	2
4.3 品質マネジメントシステムの適用範囲の決定	2
4.4 品質マネジメントシステム及びそのプロセス	2
5 リーダーシップ	2
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	2
5.2 方針	2
5.3 組織の役割, 責任及び権限	2
6 計画	2
6.1 リスク及び機会への取組み	2
6.2 品質目標及びそれを達成するための計画策定	3
6.3 変更の計画	3
7 支援	3
7.1 資源	3
7.2 力量	3
7.3 認識	3
7.4 コミュニケーション	3
7.5 文書化した情報	3
8 運用	4
8.1 運用の計画及び管理	4
8.2 製品及びサービスに関する要求事項	4
8.3 製品及びサービスの設計・開発	4
8.4 外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理	4
8.5 製造及びサービス提供	5
8.6 製品及びサービスのリリース	5
8.7 不適合なアウトプットの管理	5
9 パフォーマンス評価	5
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	5
9.2 内部監査	5
9.3 マネジメントレビュー	5
10 改善	6

	ページ
10.1 一般	6
10.2 不適合及び是正処置	6
10.3 継続的改善	6
附属書 A (参考) 宣言書の例	7
附属書 B (参考) リスク及び機会の例	9
附属書 C (参考) インフラストラクチャの例	10
附属書 D (参考) プラスチック再生材料の設計・開発プロセスの例	12
附属書 E (参考) トレーサビリティに必要な文書化した情報の例	13
附属書 F (参考) 製造実現の管理の例	16
参考文献	18
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

品質マネジメントシステム—プラスチック再生材料— 事業プロセスパフォーマンスに関する指針

Quality management system—Recycled plastic materials— Guidelines for the performance of business processes

1 適用範囲

この規格は、自動車メーカー、家電メーカー及びこれらの部品メーカー並びにこれらメーカーにプラスチック再生材料（ペレットなど）を提供する事業者を顧客として、プラスチック再生材料（ペレットなど）の提供を事業プロセスとする、ISO 9001:2015 への適合性を認められた組織¹⁾の品質マネジメントシステムのための追加指針を示す。

この規格は、組織によるプラスチック再生材料の顧客要求事項の一貫した適合性の実現、プロセスパフォーマンス向上に向けたマネジメント、第三者による組織の要求事項へのパフォーマンスの適合性把握²⁾、第三者による組織の品質マネジメントシステムの有効性の証明³⁾の際の識別²⁾、教育又はコンサルティングに活用してもよい。

注記 この規格は自動車用途又は家電用途のプラスチック再生材料（ペレットなど）に限定しているが、他の用途でのプラスチック再生材料（ペレットなど）の事業プロセスでも、この規格を参考にしてもよい。

注¹⁾ 国際認定フォーラム（IAF）加盟の公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証機関によって認証された組織がある。

²⁾ 組織の品質マネジメントシステムと事業プロセスとの統合に関する宣言書の例を、**附属書 A** に示す。

³⁾ “証明”については、**JIS Q 17000** の 5.2（証明）に定義がある。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 9911 電気・電子機器の資源再利用指標などの算定及び表示の方法

JIS C 9912 電気・電子機器のプラスチック部品の識別及び表示

JIS K 6900 プラスチック—用語

JIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語

JIS Q 9001:2015 品質マネジメントシステム—要求事項